

せたな町農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

せたな町農業委員会

会長 原 田 喜 博

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられ、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

せたな町（以下「町」という。）は、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに、高齢化等に伴う離農による担い手減少や遊休農地の発生に係る対策の強化を図ることが求められている。

これらを踏まえた上で、地域の強みを生かし、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員が担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、せたな町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は農業委員の改選期に併せて平成33年度までの目標達成に向けた計画とし、改選期である3年ごとの検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月27日付経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 農地等の利用最適化に関する推進目標

（1）担い手への農地の集積・集約化

耕地面積 (A)	平成30年度（現状）		平成33年度（目標）	
	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)
5,950 ha	5,213 ha	87.61 %	5,355 ha	90.00 %

【目標設定の考え方】

耕作条件不利地の増加、米の直接支払い交付金廃止の影響等を考慮し、大幅な集積率の向上は難しいことから、町が定めた農業経営基盤の促進に関する基本的な構想において目標としている90%を目標とする。

(2) 遊休農地の解消・発生防止

平成 30 年度 (現状)			平成 33 年度 (目標)			遊休農地 の割合
遊休農地面積 (A=B+C)	1号遊休地 (B)	2号遊休地 (C)	遊休農地面積 (D=E+F)	1号遊休地 (B)	2号遊休地 (C)	
13.7 ha	13.7 ha	0 ha	9.0 ha	9.0 ha	0 ha	0.23 %

【目標設定の考え方】

条件不利地の増加等により大幅な解消は見込めないが、再生困難な土地の農地以外の利用の促進も併せて実施し、10 ha 未満の維持を目標とする

(3) 農地中間管理機構との連携

平成 30 年度 (現状)	平成 33 年度 (目標)	増減率
農地中間管理権の設定面積 (A)	農地中間管理権の設定面積 (B)	
2.8 ha	5.6 ha	200.0 %

【目標設定の考え方】

基盤整備が計画されており、それに併せて中間管理事業の活用が予定されているため、過去3年間と同規模の面積に中間管理権が設定されることを見込んで目標を設定する。

(4) 新規参入の促進

平成 30 年度 (現状)	平成 33 年度 (目標)
4 経営体	3 経営体

【目標設定の考え方】

過去3年間では4経営体が新規参入していることから、今後3年間についても同様に推移することを見込んで、毎年1経営体の新規参入を目標とする。

第3 農地等の利用最適化に関する推進方法

(1) 担い手への農地の集積・集約化

関係機関と連携を密にし、離農や経営縮小が発生した場合、新たに経営を拡大しようとしている担い手への集積支援を実施する。

(2) 遊休農地の解消・発生防止

町を4地区に分け、農地パトロール(利用状況調査)を通じ、発生防止を図る。

(3) 農地中間管理機構との連携

農地中間管理事業の活用により、担い手への農地の面的集積を促進する。

(4) 新規参入の促進

町・農協・担い手育成センター等の町内の各関係機関との連携を密にし、離農・規模縮小等の相談を受けた場合の情報提供、新・農業人フェアへの参加により新規就農希望者へのPR活動等を実施する。